会議に付した事件は次のとおりである。

選挙第1号 議長の選挙について

選挙第2号 副議長の選挙について

選挙第3号 岩見沢地区消防事務組合議会議員の選挙について

選挙第4号 月新水道企業団議会議員の選挙について

選挙第5号 空知教育センター組合議会議員の選挙について

選挙第6号 南空知ふるさと市町村圏組合議会議員の選挙について

選挙第7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について

選任第1号 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

同意案第1号 月形町監査委員の選任について

発 議 第 2 号 広報特別委員会の設置について

○ 局長 柴田 理江 本日招集されました令和5年第1回月形町議会臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により出席議員の中で年長の議員が、臨時に議長の職務を務めることになっております。したがいまして、出席議員の中で大釜 登議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。

大釜登議員、議長席へお着き願います。

○ **臨時議長 大釜 登** ただ今、紹介のありました大釜でございます。地方 自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長を 務めることとなりました。議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日は選挙後の初の議会でありますので、本来であれば自己紹介等をお願いするべきところですが、皆さま方、既にお互いに面識がございます。議員の紹介は省略させていただきます。

それでは早速、会議に入りたいと思います。

ただ今の出席議員は7人です。定足数に達しておりますので会議は成立しました。

ただ今から令和5年第1回月形町議会臨時会を開会します。

(午前11時00分開会)

直ちに本日の会議を開きます。

(午前11時00分開議)

議事日程第1号はお手元に配付のとおりであります。

- ◎ 日程1番 仮議席の指定
- **臨時議長 大釜 登** 日程1番 仮議席の指定を行います。 仮議席は、ただ今着席の席といたします。

- ◎ 日程2番 会議録署名議員の指名
- **臨時議長 大釜 登** 日程2番 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により臨時議長にお いて

 松 田 順 一 議員

 我 妻 耕 議員

の両名を指名いたします。

- ◎ 日程3番 選挙第1号 議長の選挙について
- **臨時議長 大釜 登** 日程3番 選挙第1号 議長の選挙を行います。 お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規 定により指名推選とすることにしたいと思います。これにご異議ございませ んか。(「異議なし」の声あり)
- 臨時議長 大釜 登 異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選 とすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法について、どなたか発言をお願いします。

- 〇 臨時議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- **議員 我妻 耕** 議長に大釜議員を指名します。
- 臨時議長 大釜 登 ただ今、我妻議員から、わたくし大釜を推選するという意見がございました。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)
- **臨時議長 大釜 登** 異議なしと認めます。よって、わたくし大釜 登を 議長の当選人とすることにご異議ごございませんか。(「異議なし」の声あり)
- **臨時議長 大釜 登** 異議なしと認めます。よって、わたくし大釜 登が 議長に当選となりました。

ここで、議長の当選に当たりまして、議長の就任のご挨拶をさせていただきます。

○ **議長 大釜 登** 議長就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。 このたび、不肖ながら、わたくしが議員皆さま方のご推挙によりまして、歴 史ある月形町議会議長の要職に就くことになりました。身に余る光栄と、改 めてその職責の重さに、身を引き締めて進めて参りたいと思います。

これからの月形町の益々の発展と、住民生活の向上に向け、常に公正・公平を心がけ、円滑な議会運営に努めていくとともに、議会の更なる活性化や議会機能の発揮に向け、副議長ともども、頑張って参ります。

現在の月形町は、保養センター等の改修、義務教育学校の整備、地域拠点化施設の整備、人口減少対策など、様々な課題が山積しております。また、議会

においても、なり手不足が問題視されております。

議員個々が町民の声を聞き、より良い選択ができるよう議論を進め、また、 議会に関心を持っていただけるような情報発信をして参ります。

町民一人一人が、安心して暮らすことができる「まちづくり」を推進する目的に向け、執行機関と、活発な議論を交わしながらも、時には連携して、町民の負託に応えていかなければならないと考えますので、議員皆さま方のご指導と理事者並びに職員の皆さまのご協力をよろしくお願いしたします。

最後になりますが、今後とも、更なるご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上 げ、就任の挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- **臨時議長 大釜 登** これをもって、臨時議長の職務は全て終了いたしました。皆さまのご協力誠にありがとうございました。これより先は議長として引き続き、進行させていただきます。
- 議長 大釜 登 暫時休憩します。 (午前11時08分休憩)
- **議長 大釜 登** 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前11時30分再開)

- ◎ 日程4番 会期の決定
- **議長 大釜 登** 日程4番 会期の決定を議題とします。 お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに ご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)
- **議長 大釜 登** 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。
- ◎ 日程5番 選挙第2号 副議長の選挙について
- 〇 **議長 大釜 登** 日程5番 選挙第2号 副議長の選挙を行います。 お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規 定により指名推選とすることにしたいと思います。これにご異議ございませ んか。(「異議なし」の声あり)
- **議長 大釜 登** 異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とすることに決 定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにした いと思います。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)

- **議長 大釜 登** 異議なしと認め、議長において指名することに決定しました。
- 議長 大釜 登 副議長に我妻 耕議員を指名します。

お諮りします。ただ今、議長において指名しました我妻 耕議員を副議長 の当選人とすることにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)

○ **議長 大釜 登** 異議なしと認め、ただ今指名しました我妻 耕議員が副 議長に当選されました。

ただ今、副議長に当選されました我妻 耕議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、我妻 耕議員を月形町議会副議長として当選の告知をします。

月形町議会副議長に当選されました我妻 耕議員が副議長の当選にあたって就任のご挨拶がありますので、これを許します。

○ **副議長 我妻 耕** このたび、議員皆さま方のご推挙によりまして、副議 長と言う大役を担うこととなりました。身に余る光栄であるとともに、その 責任の重さを痛感しております。思いといたしましては、大釜議長を支え、 議員の皆さまとともに、私たちの議会がスムーズに進行するよう運営に努め て参ります。

今後とも、議員皆さま、そして、理事者、職員の皆さまのご協力のほど、 また、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げ、就任の挨 拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎ 日程6番 議席の指定

〇 **議長 大釜 登** 日程6番 議席の指定を行います。

議席の指定は会議規則第4条第1項の規定により議長において指定します。 なお、先例により当選期数順、経験年数順及び年齢順で議席の指定を行い たいと思います。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)

- **議長 大釜 登** 異議なしと認め、よって議席の指定を行います。 議席は事務局長より朗読させます。
- **局長 柴田 理江** 議長に代わりまして議席番号、氏名を朗読させていた だきます。

議長席から見て左前列より

1番 滝口 伸 議員

2番 若井 昭二 議員

3番 東出 善幸 議員

4番 我妻 耕 議員

5番 松田 順一 議員

6番 金子 廣司 議員

7番 大釜 登 議員

以上でございます。

- **議長 大釜 登** ただ今朗読したとおり議席を指定します。なお、先例により議長席は議席の末尾にしておりますので、ご了承を願います。
- 議長 大釜 登 暫時休憩します。 (午前11時35分休憩)
- **議長 大釜 登** 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 1時30分再開)

- ◎ 日程7番 選任第1号 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任 について
- 〇 **議長 大釜 登** 日程7番 選任第1号 常任委員会委員及び議会運営 委員会委員の選任についてを議題とします。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選出については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長により指名します。

初めに常任委員会の選任ですが、常任委員会はまちづくり常任委員会の1 常任委員会であり、その定数は8名です。議員は、委員会条例第7条第1項 の規定により、全議員が常任委員会委員になるものと規定されております。 したがって、議員全員を指名したいと思います。これにご異議ございません か。(「異議なし」の声あり)

- **議長 大釜 登** 異議なしと認め、まちづくり常任委員会に全議員を選任 することに決定しました。
- 〇 **議長 大釜 登** 次に、議会運営委員会委員を指名します。委員会条例第 4条第2項の規定により、委員の定数は4名です。議会運営委員会委員に

松田 順一 議員 我妻 耕 議員 東出 善幸 議員 若井 昭二 議員

以上のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)

- 〇 **議長 大釜 登** 異議なしと認め、ただ今指名したとおり、議会運営委員 会委員に選任することに決定しました。
- **議長 大釜 登** ただ今、まちづくり常任委員会委員の選任において、私が常任委員会委員に選任されましたが、常任委員会委員を辞任したいと思います。地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、副議長と交代します。

- 議長 大釜 登 暫時休憩します。 (午後 1時33分休憩)
- 副議長 我妻 耕 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 1時34分再開)

(大釜 登議長 午後 1時34分退場)

○ **副議長** 我妻 耕 ただ今、まちづくり常任委員会委員に選任されました 議長から、常任委員会委員を辞任したい旨の申出がありました。

議長はその職責上、委員会に出席して発言できる権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、委員会に委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例でも議長については辞任を認められているところでもありますので、まちづくり常任委員会委員を辞任したいとするものです。本件審議に当たって、議長は除斥の対象となっているため、あらかじめ議長には退席を求めております。

お諮りします。議長の常任委員会委員の辞任について、許可することにご 異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)

- **副議長 我妻 耕** 異議なしと認め、議長の常任委員会委員の辞任については、許可することに決定しました。
- 副議長 我妻 耕 暫時休憩します。 (午後 1時35分休憩)
- **議長 大釜 登** 休憩前に引き続き会議を再開します。

(大釜 登議長 午後 1時55分入場)

(午後 1時55分再開)

- ◎ 日程8番 選挙第3号 岩見沢地区消防事務組合議会議員の選挙について
- 〇 **議長 大釜 登** 日程8番 選挙第3号 岩見沢地区消防事務組合議会 議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とすることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)

○ **議長 大釜 登** 異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とすることに決 定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)

○ **議長 大釜 登** 異議なしと認め、議長において指名することに決定しました。

岩見沢地区消防事務組合規約第5条第2項の規定により議会議員に

東出 善幸 議員 若井 昭二 議員

の両名を指名します。

お諮りします。ただ今議長が推選しました東出 善幸議員、若井 昭二議員を岩見沢地区消防事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)

〇 **議長 大釜 登** 異議なしと認め、ただ今指名しました東出 善幸議員、 若井 昭二議員が岩見沢地区消防事務組合議会議員に当選されました。

ただ今、岩見沢地区消防事務組合議会議員に当選されました東出 善幸議員、若井 昭二議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

- ◎ 日程9番 選挙第4号 月新水道企業団議会議員の選挙について
- **議長 大釜 登** 日程 9 番 選挙第 4 号 月新水道企業団議会議員の選 挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規 定により指名推選とすることにしたいと思います。これにご異議ございませ んか。(「異議なし」の声あり)

○ **議長 大釜 登** 異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とすることに決 定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、議長において指名することに決定しました。

月新水道企業団規約第5条第2項の規定により議会議員に

 金子 廣司 議員

 我妻
 耕 議員

 滝口
 伸 議員

を指名します。

お諮りします。ただ今議長が推選しました金子 廣司議員、我妻 耕議員、 滝口 伸議員を月新水道企業団議会議員の当選人とすることにご異議ござい ませんか。(「異議なし」の声あり)

○ **議長 大釜 登** 異議なしと認め、ただ今指名しました金子 廣司議員、 我妻 耕議員、滝口 伸議員が月新水道企業団議会議員に当選されました。 ただ今、月新水道企業団議会議員に当選されました金子 廣司議員、我妻 耕議員、滝口 伸議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条

第2項の規定により告知します。

- ◎ 日程10番 選挙第5号 空知教育センター組合議会議員の選挙について
- **議長 大釜 登** 日程10番 選挙第5号 空知教育センター組合議会 議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規 定により指名推選とすることにしたいと思います。これにご異議ございませ んか。(「異議なし」の声あり)

○ **議長 大釜 登** 異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とすることに決 定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにした いと思います。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)

○ **議長 大釜 登** 異議なしと認め、議長において指名することに決定しました。

空知教育センター組合規約第6条第2項の規定により議会議員に

滝口 伸 議員

を指名します。

お諮りします。ただ今議長が推選しました滝口 伸議員を空知教育センター組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)

〇 **議長 大釜 登** 異議なしと認め、ただ今指名しました滝口 伸議員が空 知教育センター組合議会議員に当選されました。

ただ今、空知教育センター組合議会議員に当選されました滝口 伸議員が 議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知 します。

- ◎ 日程11番 選挙第6号 南空知ふるさと市町村圏組合議会議員の選挙 について
- 〇 **議長 大釜 登** 日程11番 選挙第6号 南空知ふるさと市町村圏組 合議会議員の選挙についてを議題とします。

選挙の方法について、お諮りします。(「動議」の声あり)

- 〇 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 〇 **議員 我妻 耕** 動議を提出します。南空知ふるさと市町村圏組合議会議員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とすることを望みます。

- 〇 議長 大釜 登 東出 善幸議員。
- 議員 東出 善幸 私も同意見であります。
- **議長** 大釜 登 ただ今、我妻議員から南空知ふるさと市町村圏組合議会 議員の選挙の方法について、指名推選による動議が提出されました。

この動議は2名以上の賛成者がありますので成立しました。

指名推選による動議を直ちに議題として、採決します。

- **議長 大釜 登** お諮りします。この動議のとおり決定することにご異議 ございませんか。(「異議なし」の声あり)
- **議長 大釜 登** 異議なしと認め、選挙の方法について指名推選とすることの動議は可決されました。
- **議長 大釜 登** 指名推選者の発言を求めます。
- 〇 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- **議員 我妻 耕** 南空知ふるさと市町村圏組合議会議員には、大釜議長を 推選いたします。
- **議長 大釜 登** わたくし大釜 登の指名がありましたが、そのとおり決定することにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)
- **議長 大釜 登** 異議なしと認め、南空知ふるさと市町村圏組合議会議員 の選挙については、わたくし大釜 登が当選人に決定しました。
- ◎ 日程12番 選挙第7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について
- 〇 **議長 大釜 登** 日程12番 選挙第7号 石狩川流域下水道組合議会 議員の選挙についてを議題とします。

選挙の方法について、お諮りします。(「動議」の声あり)

- 〇 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 〇 **議員 我妻 耕** 動議を提出します。石狩川流域下水道組合議会議員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とすることを望みます。
- 議長 大釜 登 他に賛成の方は。
- 議長 大釜 登 東出 善幸議員。
- 議員 東出 善幸 賛成します。
- **議長 大釜 登** ただ今、我妻 耕議員から石狩川流域下水道組合議会議員の選挙の方法について、指名推選による動議が提出されました。

この動議は2名以上の賛成者がありますので成立しました。

指名推選による動議を直ちに議題として採決します。

○ **議長 大釜 登** お諮りします。この動議のとおり決定することにご異議

ございませんか。(「異議なし」の声あり)

- **議長 大釜 登** 異議なしと認め、選挙の方法について指名推選にすることの動議は可決されました。
- 議長 大釜 登 指名推選者の発言を求めます。
- 〇 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- **議員 我妻 耕** 石狩川流域下水道組合議会議員には、大釜議長を推選いたします。
- **議長 大釜 登** ただ今、わたくし大釜 登の指名がありましたが、そのとおり決定することにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)
- **議長 大釜 登** 異議なしと認め、石狩川流域下水道組合議会議員の選挙 については、わたくし大釜 登が当選人に決定しました。
- **議長 大釜 登** 暫時休憩します。 (午後 2時04分休憩)
- **議長 大釜 登** 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 2時08分再開)

○ **議長 大釜 登** 休憩中に、まちづくり委員会及び議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告します。

まちづくり常任委員会の

委員長に 東 出 善 幸 議員 副委員長に 我 妻 耕 議員

議会運営委員会の

委員長に 松 田 順 一 議員 副委員長に 東 出 善 幸 議員

以上のとおり互選されましたので報告します。

- ◎ 日程13番 同意案第1号 月形町監査委員の選任について
- 〇 **議長 大釜 登** 日程13番 同意案第1号 月形町監査委員の選任に ついてを議題とします。金子 廣司議員は、地方自治法第117条の規定に より除斥の対象となりますので、退場願います。
- 議長 大釜 登 暫時休憩します。 (午後 2時09分休憩)
- **議長 大釜 登** 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 2時10分再開)

(金子 廣司議員 午後 2時10分退場)

- **議長 大釜 登** 提出者の説明を求めます。
- 〇 議長 大釜 登 町長。
- 町長 上坂 隆一 議案書3ページをお開き願います。ただ今、議題となりました、同意案第1号 月形町監査委員の選任について、ご説明申し上げます。議員のうちから選任しておりました監査委員我妻 耕氏の任期満了に伴い、その後任として、金子 廣司氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。なお、任期につきましては、令和5年5月9日から令和9年4月30日までであります。ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
- O 議長 大釜 登 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。 質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)
- **議長 大釜 登** 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。 お諮りします。この際、討論を省略し、同意案第1号については原案のと おり同意することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。(「異 議なし」の声あり)
- **議長 大釜 登** 異議なしと認め、本案は原案のとおり同意することに決 定しました。
- 議長 大釜 登 暫時休憩します。 (午後 2時11分休憩)
- **議長 大釜 登** 休憩前に引き続き会議を再開します。

(金子 廣司議員 午後 2時13分入場) (午後 2時13分再開)

- ◎ 日程14番 発議第2号 広報特別委員会の設置について
- 〇 **議長 大釜 登** 日程14番 発議第2号 広報特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 〇 **議員 我妻 耕** 発議第2号をご覧ください。発議第2号 広報特別委員会の設置について、地方自治法第112条第1項の規定に基づき、議会発議として、広報特別委員会の設置について、議案を提出するものであります。この発議の賛成者として、月形町議会議員 松田 順一議員、同じく東出 善幸議員の両名の賛同を得ておりますことを申し添えます。

提案理由及び内容を説明いたします。月形町議会の広報については、平成 22年から広報特別委員会を設置し、議会活動を広く町民に広報してきたと

ころでありますが、広報特別委員会の設置期間が、先の令和5年4月30日で満了となり、新たに広報特別委員会を設置する必要が生じて参りました。このことから、議会広報を継続して発行するため、議会発議として、広報特別委員会の設置を提案するものであります。内容につきましては、名称 広報特別委員会、目的 議会活動を広く住民に広報し、町政に対する関心の高揚を図る、付議事件 議会広報の編集・発行、定数 4人、期間は令和9年4月30日までとするものあります。以上、各議員のご賛同を賜りますことを、心からお願い申し上げ、発議第2号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○ **議長 大釜 登** ただ今、説明が終わりました。お諮りします。発議第2 号については、全員協議会で審議された案件でありますので、この際、質疑、 討論を省略し、原案のとおり可決することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)

○ **議長 大釜 登** 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。ただ今、設置されました広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において、松田 順一議員、我妻 耕議員、若井 昭二議員、滝口 伸議員の4名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)

- **議長 大釜 登** 異議なしと認めます。よって、ただ今、指名しました 4 名を広報特別委員会委員に選任することに決定しました。
- **議長 大釜 登** 以上で本臨時会に付議された案件につきましては、全て終了いたしました。これをもちまして令和5年第1回月形町議会臨時会を閉会したいと思いますが、ここで町長より発言を求められておりますので、会議規則第50条の規定により発言を許可します。
- 〇 議長 大釜 登 町長。
- **町長 上坂 隆一** 本日、ここに令和5年第1回月形町議会臨時会が開催され、ただ今、議長からの許可をいただきましたので、一言、改選後の初議会でご挨拶を申し上げます。議員の皆さまにおかれましては、このたびの月形町議会議員選挙におきまして、町民の信望を担い見事に当選の栄誉を得られましたことに、心からお喜びとお祝いを申し上げます。今後、より一層のご活躍を心からご祈念申し上げる次第であります。

さて、議員の皆さまもご承知のとおり、本町を取り巻く社会情勢は他自治体とも同様、急速な人口減少、少子高齢化、物価高騰、経済活動の停滞、農

業の後継者・担い手不足と厳しい状況にあります。また、本町は旧JR札沼線の一部廃線を契機として新たなまちづくりに取り組んでいるところであり、町民保養センター等の改修に伴う、皆楽公園の再整備や義務教育学校の整備など大型事業を確実に推進していかなければならない状況を迎えています。

また、開町140年を終え、町政70周年を迎え、本町は今、大きな転換期を迎えています。ただ今、申し上げました事業推進に当たって、議員の皆さま、そして、町民の皆さまとともに、力を合わせて一つひとつ、着実に施策の推進に取り組むことにより、未来に向けた持続可能なまちづくりにつながるものと考えております。

町政の執行に当たりましては、私の就任時からの姿勢であります、全ての町民が力を合わせて、支え合って暮らす「共生のまち」を目指して、誰もが安心して豊かに暮らせる共生のまち月形、そして、月形町民であることを誇りを持って、笑顔溢れるまち月形の実現のために皆で知恵を出し合い、農業、商工業、福祉等が連携して、月形町をもっと元気にしていきたいと思っています。

今後の町政の推進に当たりましては、行政と議会が車の両輪のごとく協力 し合い、議員の皆さまには、町民の幸せと福祉の向上のためにご協力を賜り ますとともに、本町発展のためにご尽力いただきますことを切にお願い申し 上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いします。

- **議長 大釜 登** 以上をもって閉会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)
- 〇 **議長 大釜 登** 異議なしと認め、これをもちまして、令和5年第1回月 形町議会臨時会を閉会します。

(午後2時21分閉会)